

区域外就学許可基準

※ 町外に住民票があるが、町内小中学校への通学を希望する場合

	許可基準の内容	許可期間等	備考	申請期限
1	学期末までの通学を希望する場合	学期末まで		随時
2	最終学年中途での住民票異動を行い、学年末までの通学を希望する場合	学年末まで		随時
3	最終学年前の学年で、3学期中途での住民票異動を行い、最終学年末までの通学を希望する場合	最終学年末まで		随時
4	両親が共働き等の理由で、やむを得ず通学区域外に帰宅している場合	申請理由が消滅する日まで原則1年間		随時
5	家の新築、増改築等の理由で、一時的に通学区域外に住民票を異動した場合又は家の新築等の理由で、通学区域に転居を予定している場合	引越し等が完了する日まで原則1年間	申請時に契約書を添付	随時
6	教育的配慮が必要であると認められる場合	申請理由が消滅する日まで原則1年間	学校長の副申書を添付	随時
7	その他、教育委員会が適当と認める場合		状況により添付書類	随時

【申請が許可された場合】

- ・ 小学生の通学については、原則、保護者の送迎を条件とします。
- ・ 中学生の通学については、学校の指示の下、保護者の責任で行っていただきます。
- ・ 申請・許可の理由が消滅した時は、許可を取り消します。
- ・ 申請状況に変更が生じる場合は、事前に再申請が必要となります。